十和田市飲用井戸衛生対策要領

（目的）

第１条　この要領は、飲用井戸等衛生対策要領（昭和62年１月29日衛水第12号厚生省生活衛生局長通知）の主旨に基づき、飲用に供する井戸等及び他の水道から供給を受ける水を水源とし、水道法等で規制を受けない水道の適正管理、水質に関する定期的な検査、汚染時における措置及び汚染防止のための対策を定めることにより、総合的な衛生の確保を図ることを目的とする。

（対象施設）

第２条　この要領において対象とする施設は、次に掲げる施設のいずれかであって、市に設置され、水道法（昭和 32 年法律第 177 号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）及び青森県小規模水道規制条例（昭和 47 年青森県条例第 46 号）の適用を受けないもの（以下「飲用井戸」という。）とする。

⑴　個人住宅、寄宿舎、社宅、共同住宅等に居住する者に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）

⑵　官公庁、学校、病院、店舗、工場その他の事業所（旅館及び公衆浴場を除く。）に対して飲用水を供給する井戸等の給水施設（導管等を含む。）

（実態の把握）

第３条　市は、管下における飲用に供する井戸に係る地下水の汚染状況を関係部局と連携し、把握するよう努めるものとする。

２　市は、飲用井戸の衛生確保を図るため、飲用井戸の設置場所、設置数、水質の状況等に関する情報の収集及び整理を行い、飲用井戸を設置しようとする者、飲用井戸の設置者及び管理者並びに使用者に対する啓発のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

３　市は、飲用井戸の管理の適正を確保するため、飲用井戸を設置しようとする者又は設置者若しくは管理者（以下「設置者等」という。）の協力を求め、飲用井戸の管理状況等について適宜必要な報告を受けるものとする。

（飲用井戸の管理、水質検査等）

第４条　市は、飲用井戸の衛生の確保を図るため、飲用井戸の設置者等に対し、次に掲げる基準に従い、その管理等を実施するよう指導するものとする。

⑴　飲用井戸の管理

ア　設置者等は、飲用井戸及びその周辺にみだりに人畜が立ち入らないように適切な措置を講ずること。

イ　設置者等は、飲用井戸の構造（井筒、ケーシング、ポンプ、吸込管、弁類、管類、井戸のふた、水槽等をいう。）及び井戸周辺の清潔保持等につき定期的に点検を行い、汚染源に対する防護措置を講ずるとともに、これら施設の清潔保持に努めること。

ウ　設置者等は、飲用井戸を新たに設置するに当たっては、汚染防止のため、その設置場所、設備等に十分配慮すること。

エ　設置者等は、飲用井戸の給水開始前に水道法に準じた水質検査を実施し、これに適当していることを確認すること。

⑵　飲用井戸の検査

ア　設置者等は、飲用井戸につき定期の水質検査（水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（以下「水質基準項目」という。）のうち、一般細菌、大腸菌、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（ＴＯＣ）の量）、ｐＨ値、味、臭気、色度、濁度、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤並びにペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）その他水質基準項目のうち周辺の水質検査結果等から判断して必要となる事項に関する水質検査をいう。以下同じ。）及び臨時の水質検査（飲用井戸から給水される水に異常を認めたとき、臨時に行う水質基準項目のうち必要なものについての水質検査をいう。以下同じ。）を行うこと。

イ　定期の水質検査は、１年以内ごとに１回行うものとする。

ウ　設置者等が水質検査を依頼するに当たっては、水道法第20条第３項に規定

する地方公共団体の機関又は国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた者に対して行うものとする。

エ　設置者等は、水質検査を行ったときは、その結果を３年間保存すること。

⑶　汚染が判明した場合の措置

ア　設置者等は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、利用者にその旨を周知するとともに、市へ連絡し指示を受けること。

イ　設置者等は、水質検査の結果、水道法に基づく水質基準を超える汚染が判明した場合には、市へ連絡し指示を受けること。

２　市は、設置者等が定期の水質検査を行う際の検査実施項目の判断に資するため、地域の飲用井戸及びその他地下水の水質検査結果等から、定期的に検査を行うことが望ましい項目を定めて周知する等、必要な措置を講ずるものとする。

（汚染された飲用井戸に対する措置）

第５条　市は、前条第１項第３号により、飲用井戸の設置者等からの連絡を受けた場合その他飲用井戸の汚染を発見したときは、その汚染原因を調査するとともに、必要な措置をとるものとする。

２　市は、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等に代表される有機溶剤やＰＦＯＳ及びＰＦＯＡその他有害物質等による汚染が判明した場合には、環境行政部門と連携して、汚染経路、当該地域内の事業場における当該物質等の使用及び処分の実態等を把握するよう努めるとともに、その適正化の指導等が行われるよう担当部局との連絡調整に努めるものとする。

附　則

この要領は、令和８年７月１日から施行する。